

学校感染症罹患証明書の記入について(ご依頼)

学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」に罹患しました本学学生につきまして、下記証明書に、ご記入くださいますようお願い申し上げます。

学生氏名 _____ (学生証番号 _____)

上記の学生は以下の疾患について、学校安全法の基準により下記期間の出席停止を指示したことを証明します。

疾患名 (該当病名に○を付けてください)	インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・百日咳・咽頭結膜炎・ 新型コロナウイルス感染症・流行性耳下腺炎・結核・髄膜菌性髄膜炎 その他()
--------------------------------	--

発症日	年 月 日
出席停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日 * 診断時点で出席停止期間の判断が困難な場合は、最低限出席停止が必要な期間をご記入いただき、再受診時に改めて罹患証明書を発行いただきますようお願いいたします。

年 月 日

医療機関名

住所・電話

医師名 _____ 印

*** 学生は、本届を欠席した授業の教員に回示し、その後、保健室に提出してください。(提出期限は、原則、出席停止期間終了後1週間以内)**

【学校感染症】

	感染症名	出席停止期間
第一種	感染症法の一類、二類感染症 指定感染症 ※結核除く 感染症名【 _____ 】	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状の改善、医師により感染のおそれがないと認められるまで
	感染症名	再登校のめやす
第三種 その他	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐が治まり、全身状態良好
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	
	マイコプラズマ感染症	
	インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態良好
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療後24時間を経て、解熱し全身状態良好
	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態良好
	急性細気管支炎(RSウイルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態良好
	EBウイルス感染症	解熱し全身状態良好
	単純ヘルペス感染症	症状が口唇ヘルペス、歯肉口内炎のみの状態(マスク着用)
	帯状疱疹	病変部が適切に被覆できる状態のとき
	手足口病、ヘルパンギーナ	解熱し全身状態が安定したとき
	ウイルス性肝炎	主症状が消失し、肝機能が正常化したとき